

## 20 どう漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 どう漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針（平成6年9月1日施行）第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 総トン数7トン未満船

(ア) 当該漁業の操業区域は、次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請戸	第19号、第20号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿島	第21号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡 広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種 共同漁業権漁場を除く海面
-----	--

(イ) (ア)の操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

イ 総トン数7トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

区 分	操業期間
総トン数7トン未満船	周年
総トン数7トン以上船	毎年7月1日から8月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 海中に敷設するどうの数は600個を超えてはならない。
- (3) かご漁業のうちはもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。
- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- (5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等をしない場合)

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があつたとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があつたと

き。

- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

(他県からの入会)

第5 福島県に住所を有せず、かつ、その住所の所在する都道府県の知事から当該漁業の許可を受けた者が申請したときは、相互入会・その他漁業調整上支障がない場合に限り、第4の(2)の規定にかかわらず、許可をする。

(茨城からの入会の場合)

## 1 制限措置

- (1) 漁業種類

どう漁業

- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数

総トン数7トン未満で、申請のあった総トン数以下

- (3) 推進機関の馬力数

申請のあった馬力数以下

- (4) 操業区域

いわき市小名浜下神白字番所 25-10、番所灯台中心点（北緯 36 度 56 分 08 秒）から 90 度の線以南でかつ小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面

- (5) 漁業時期

毎年7月1日から8月31日まで

- (6) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者

## 2 許可等の条件

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。

- (2) 海中に敷設するどうの数は 400 個を超えてはならない。

- (3) かご漁業のうちはもかご漁業に従事するときは、当該漁業を営んではならない。

- (4) 操業中は、漁具の両端に、所属漁業協同組合名及び船名を記入した海上1キロメートル以上の場所から明視できるボンデンを付けるとともに、夜間にあつては当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

- (5) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 どう漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。